

【記載例】 退職により未徴収税額を一括徴収する場合

令和 元 年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先に提出してください。C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 令和元年12月25日 提出(注1)		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地	特別徴収義務者 指定番号 0384123456	
フリガナ ミナミノウマイチロウ		フリガナ 株式会社 本町	代表取締役 本町三郎 (印)		この届出に係る 担当者の連絡先
氏名 南相馬一郎		代表者の 職氏名印 (印)		所属 総務課給与係	氏名 原町次郎
生年月日 T・S・H 2年4月1日		個人番号又は 法人番号 0123456789012		電話 0244-24-5226	
1月1日 現在の 住所 〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地		現在の 住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上		異動年月日 元 12 月 31 日	異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他
給与所得者 フリガナ ミナミノウマイチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 125,000	(イ) 徴収済額 円 73,000	(ウ) 未徴収税額 円 52,000	異動後の未徴 収税額の徴収 方法 1 特別徴収継続 → (C欄記入) 2 一括徴収 → (B欄記入) 3 普通徴収
氏名 南相馬一郎		月分 から 12 月分 まで		元 12 月 31 日	1月1日から 退職時までの 給与支払総額 円 2,203,740
個人番号(注2) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				円 280,980	控除社会 保険料額 円

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定		
1 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3)	異動者印 (印)	徴収予定月日 1月21日	徴収予定額 52,000円	徴収予定額合計 52,000円 (2月10日納期限) [上記(ウ)と同額] 1月分 で納入します
2. 1月1日以降に退職(注4)				

(注1) 異動のあった月の翌9日(その日が土日祝日に該当するときは直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。  
 (注2) 個人番号を必ず記入してください。  
 (注3) 12月31日以前の退職者について、なるべく一括徴収をお願いします。退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします。  
 (注4) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書 (欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額 円を 月分 から徴収し納入 する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号(注5)
		フリガナ 氏名又は名称	担この 当の 者届 の出 連に 絡係 先
		代表者の 職氏名印 (印)	所属
		個人番号又は 法人番号	氏名
			電話

(注5) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

※市記入欄	指定番号	転勤先指定番号	異動区分	異動事由	徴収済月	変更月・期	処理	現年度	新年度
			1 2 6						